

土砂災害の発生と生駒市の主要な対応

資料6

月日	時刻	対応内容	備考
6月28日	20:01	辻町にて土砂崩れ発生	消防指令室より通報
		トンネル坑口の上部斜面でけいはんな線へ土砂流出	
		一部の家屋にも土砂流入	
	21:55	市災害対策本部設置 対象12世帯41人に対し避難指示発令、避難所開設(図書会館)	
29日	20:00	避難指示対象世帯中5軒に応急危険度判定(赤)を貼付 説明実施	都市整備部(建築課)
		被災住民に対する説明(図書会館)	住民11人 近鉄4人市役所5人
7月1日	9:00	第1回対策本部会議	
	15:00	臨時記者会見	
4日	14:00	応急危険度判定再調査	都市整備部(建築課)
5日	14:00	応急危険度の判定表示撤去	
8日	10:00	応急復旧工事完了状況現場確認	建設部次長以下6名参加
9日	9:30	避難指示一部解除(8世帯29人→4世帯12人継続)	災害対策本部会議で決定
16日	19:00	避難所(図書会館) 避難者退去完了、避難所閉鎖	仮住居に移動
19日		被害認定調査実施	7世帯
22日	9:00	避難指示全解除、災害対策本部廃止	災害対策本部会議で決定

令和7年度総合防災訓練全般の考え方

資料7

【総合防災訓練の目的(国)】

防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の高揚

- 組織体制の実効性の確認
- 各防災機関の役割分担と相互連携の確認、相互の連携強化
- 防災計画等の脆弱点や課題の発見、継続的な改善
- 住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上
- 各防災機関担当者に対する検証・評価機会の提供

【基本方針（重視事項）】

- 既往災害を踏まえた対応能力の向上
- 実践的、効果的な訓練の推進
- 事前の教育研修の推進
- 多数の主体が参加・連携する訓練の実施
- 防災関係機関相互の連携強化
- 災害被害を軽減する国民運動に寄与する訓練の工夫・充実
- 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練
- 客観的な分析・評価の実施
- 計画的・体系的な訓練

出典：「令和6年度総合防災訓練大綱」
令和6年6月28日中央防災会議

【本市防災の特性・現状】

- 本格的な災害、特に地震災害の被災経験なし
 - 市として災害現場の対処を除く大規模地震を想定した訓練は、講義や職員参集訓練実施のほか少ない。
(風水害を想定した訓練はH30年度から実施)
 - 令和5年度から自治会・自主防災会活動の研修会を開催し、共助の意識啓発が進んでいる。
 - 令和6年度に生駒市総合防災システムを導入し、7年度からの本格運用に向け調整中、
- 【評価】震災を想定した訓練を実施して、市災害対策本部を中心とする応急対策の検証・確認と住民の防災意識高揚・認識の向上を継続して図る必要がある。

【その他考慮すべき事項】

- 防災訓練のトレンド
防災組織の展示主体の訓練は減少
⇒行政機関としての対処能力向上＋地域住民や自主防災会等の活動を重視
- 能登半島地震教訓の啓発
(課題：特に避難所運営に関する事項)

【これまでの総合防災訓練の評価】

市民参加による避難～避難所開設訓練を実施するも、広く参加連携する意識の定着化が必要
⇒関係機関との理解促進・関係構築及び市民の認識向上には一定の効果があるが、自主性を啓発しつつ積み上げを意識した継続実施・定着化

【令和7年度訓練全般構想案】

- 1 基本的な考え方
市・関係団体及び自主防災組織の災害対処能力の向上に直結する実践的訓練を継続
- 2 訓練目的
 - ①大規模地震発生時における本市の災害対処体制の実効性の確認
 - ②関係組織間の相互連携要領の確認、関係職員の理解の向上
 - ③地域防災計画検証・課題へ取組継続
地区防災計画策定への足掛かり提供
 - ④自治会・自主防災会に対する大規模震災対処要領に関する体験機会の提供
 - ⑤市民に対する震災対処に関する意識の高揚と理解の促進（自助・共助）
- 3 全体構成（訓練目的との関連）
 - 市対策本部を中心に、関係機関の連携による住民の命/生活を守るための実践的訓練（①②）
 - 自治会・自主防災会関係者及び市民に対する自主的体験訓練（③④）
 - 市民・住民に対する講演会等（⑤）
 - 各種ブース展示等（⑤）
- 4 その他着意事項
 - (1) 部外有識者等の協力による訓練成果の客観的評価、防災会議委員総括
 - (2) 年間を通じて、各所での訓練や啓発イベントによる防災を自分事にする機会の作為

訓 練 概 要

1 実施時期

- (1) 市主催の訓練及び啓発イベント：年間4～5回
- (2) 自治連合会の防災訓練：5地区自治連合会でそれぞれ会場・日程・訓練内容を決定し実施

2 主催（共催）

- (1) 訓練及び啓発イベント：生駒市主催（自治連合会の防災訓練を除く。）
- (2) 自治連合会の防災訓練：生駒市・生駒市自治連合会共催

3 共催・参加協力等（調整案）

生駒市防災会議、生駒市社会福祉協議会、奈良県警、生駒市消防団、自衛隊奈良地方協力本部、陸上自衛隊第7施設群、奈良県防災統括室、郡山土木事務所、関西電力、大阪ガス、奈良水道企業団、N T T西日本、京都大学防災研究所、奈良先端科学技術大学院大学人と防災未来センター、各ボランティア団体、防災関連企業等、ボーイスカウト奈良県連盟、災害協定事業者（コープ、コメリ、スギ薬局、キッチンカー組合（IDS）等）、大阪市、四條畷市、大東市、東大阪市

4 実施場所

生駒市役所、たけまるホール、ベルテラス広場、各指定避難所及び市内全域、生駒山周辺（大阪府含む。）

5 主要な訓練の構成及びその内容：別紙

主要な訓練の構成とその内容

帰宅困難 徒歩訓練

4月～5月
(案)

参加者公募
生駒山周辺

鶴見緑地公園
～生駒山山系
～生駒市役所

南北の2コース
計画

連携公共機関
大阪市鶴見区
四條畷市
大東市
東大阪市



防災マルシェ

10月(案)
ベルテラスいこま
たけまるホール

- ・防災啓発ブース
- ・物品販売
- ・防災講演会

参加機関
自衛隊奈良地方協力本部
各ボランティア団体
防災関連企業
災害協定業者



自治連合会 自主防災会 訓練

地区で日を設定

各地区指定避難場所
など

- ・各地区連合自治会で
ワークショップを開催
- ・計画の作成
- ・訓練の実施

訓練補助金の交付



避難所 宿泊訓練

11月(案)
生駒市内指定避難場所
1か所

- ・市が一例提示
- ・各自治会は体験・研修
- ・各地区訓練へ反映
- ・地区防災計画策定へ反映

参加機関
各ボランティア団体
ボーイスカウト奈良県連盟
災害協定事業者
奈良先端科学技術大

職員訓練

1月(案)
市役所庁舎
大会議室

総合災システム
を活用した災害
対策本部活動

参加機関
陸自第7施設群
奈良県警
生駒市消防団
奈良県防災統括室
郡山土木事務所
関西電力
奈良水道企業団
大阪ガス、NTT
京都大学防災研究所
人と防災未来センター
各ボランティア団体
その他指定公共機関



帰宅困難徒歩訓練





災害時の被災者相談対応を迅速化 東京 中野区が総務省と協定

2025年1月30日 5時54分 総務省

災害が起きた時に、国や自治体などが被災者の生活再建などの相談にワンストップで対応する「特別行政相談」について、東京 中野区は相談所の開設にかかる時間を短縮し、速やかに相談に対応するため、総務省と協定を結び、区の「地域防災計画」に開設場所などの規定を盛り込むことになりました。総務省によりますと、こうした取り組みは全国で初めてだということです。

特別行政相談は災害が起きた時に、り災証明書の発行や住宅の修理、それに補助金の申請など被災者の生活再建を速やかに支援するため、総務省が主体となって自治体などの関係機関や行政相談員と連携して行っているもので、2024年1月の能登半島地震では、12月までにおよそ5300件の相談が寄せられたということです。

ただ、相談所の開設には、国や関係機関などからの人員の派遣や、開設場所の選定などの調整が必要で、一般的に数週間から1か月ほどの時間がかかっていたということです。

このため、東京 中野区は、総務省と協定を結び、区の地域防災計画に特別行政相談に関する規定を盛り込むことになりました。

協定や防災計画の規定で、事前に相談所の開設場所や具体的な業務などを定め、国や関係機関の役割を明確にしておくことで開設にかかる時間を短縮できるということです。

特別行政相談所について

【総務省担当部署：東京行政評価事務所担当者聴き取り】
【中野区担当課長聴き取り】

●特別行政相談所とは

被災地内各市町村を巡回する形で開催（開設）され被災者の様々な相談事に対応して行政サービスの案内等を行うもの。

中野区の役割

- 会場の提供
- 関係職員の参加

※詳細等はこれから調整し具体化する予定

総務省の役割

- 総務省行政相談職員の派遣
 - ・東日本大震災、熊本地震、能登半島地震の相談経験者
- 総務省関係のボランティア相談者の派遣
 - ・住宅金融支援機構
 - ・弁護士
 - ・司法書士
 - ・行政書士
 - ・建築士 等

特別行政相談所の設置

効果

- ・被災者の様々な相談事に対応して行政サービスの案内等を行うことができる。
- ・事前に相談所の開設場所や具体的な業務を定め、国や関係機関の役割を明確にしておくことにより開設にかかる時間を短縮できる

特別相談所設置に当たっての総務省からの依頼事項

- ・「地域防災計画」への明記
- ・総務省との協定締結（要調整部分）

今後の防災安全課の対応

弁護士会や建築士会など必要な関係先との協定を締結の上、奈良行政監視行政相談センターと「特別行政相談所の設置」に関する協定を締結し、令和7年度中に「生駒市地域防災計画へに生駒市特別行政相談所の設置場所を盛り込む等、取り纏めを実施する。
なお、2月17日防災会議のその他の案件で説明する。

参考事項

【被災地（石川県行政評価事務所）聴き取り】

・市町村職員は、窓口対応に負われているのが現状であり、相談者にとっては対象災害ごとに事前配布される「総務省行政相談ガイドブック」を確認した上で、相談に臨むことができ被災者にとって好評であった。